

令和 8 年度

## 事 業 計 画 書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

# 令和8年度事業計画

## I 活動方針

昨今、貧困問題や少子高齢化、高齢者や子育て世帯の孤立・孤独、虐待など多くの社会的な課題を背景に、地域住民が抱える生活・福祉課題も一層複雑化・多様化する中、これらへの具体的な対応のためには、地域々々の特性に目を向け、そこに暮らす一人ひとりの住民に寄り添う取り組みがますます重要となっています。

民生委員・児童委員は制度創設以来100年以上にわたり、住民一人ひとりの生活実態や考え方などに寄り添いながら、個別の相談・自立支援活動に努めてきました。

こうした、地域そして住民とともに歩む民生委員・児童委員の取り組みは、まさに多様性を尊重し地域共生社会を目指す実践そのものです。

一方、昨年12月の一斉改選後の委員充足率は、県内の約8割の市町村（千葉市を除く）が100%に達せず、全体としても前回一斉改選後の92.1%に及ばないばかりか90%台を下回る状況で、「なり手」確保や委員の負担軽減、活動しやすい・継続しやすい環境づくりのための取り組みが極めて大きな課題となっています。

また、令和8年度は、18年ぶりに本県が関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催県となります。そして、令和9年度には千葉県における民生委員制度施行100周年を迎えます。

令和8年度は、こうした点を踏まえ、4つの重点施策を進めています。

まず、「民生委員・児童委員の資質向上のための研修・指導事業」についてです。

近年の一斉改選では「約3割の委員が新任」であり、また、「約6割の委員が在任2期目まで（就任後6年以内）に退任している」といわれており、委員が長く安心して職務を遂行できるような、各階層に応じた研修会の開催は重要です。このため、新任委員研修や中堅委員研修、単位民児協会長研修など県及び中核市から委託される各種研修事業を引き続き体系的・実践的な内容で実施していくとともに、本会の独自研修事業である「相談技法研修会」や「リーダー研修会」を継続し、対人援助の基本的な知識・技術・心構え等の学習や将来の民児協運営の舵取りに求められる資質向上等を図ります。

次に、本年7月30日・31日には、関東ブロック民生委員児童委員連合協議会と本会が主催する「令和8年度（第86回）関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会」の開催を予定しており、これから活動内容や当面の共通課題に

係る認識の共有、意見交換等を行い、今後の活動のさらなる充実を目指します。

次に、「公益財団法人としての事業運営体制の充実」を進めます。

正副会長会議における活発な議論や理事会・評議員会における十分な審議等による的確な法人運営の確保をはじめ、関東ブロック活動研究協議会開催や本県民生委員制度施行100周年に向けた関連事業等の効率的かつ円滑な遂行のため、運営体制の充実を図ります。

さらに、民生委員・児童委員及び市町村・地区民児協向けの「情報の収集・提供」について、引き続きHPでの発信等により進めていきます。また、現任委員の活動環境整備の一環として、委員個々人が抱える活動内容・活動環境への悩み・不安等を受け止める相談窓口の年度内開設を目指します。

## II 重点施策

- 1 民生委員・児童委員の資質向上のための研修・指導事業の実施
- 2 第86回関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会（千葉県大会）の開催
- 3 公益財団法人としての事業運営体制の充実
- 4 情報の収集・提供等による委員及び民児協への支援の推進

## III 事業計画

活動方針及び重点施策に沿って、次のとおり会務並びに業務を積極的に展開する。

### 1 公益目的事業【研修の部】

民生（児童）委員資質向上業務受託研修：千葉県 等

#### （1）単位民児協会長研修会

ア 目的 単位民児協活動をリードする立場の会長に対して、民児協運営に必要な知識・技術の習熟や、指導力を高めることを目標とした

研修を行う。

イ 時 期 令和9年1月（3回）  
ウ 場 所 千葉市内  
エ 対 象 単位民児協会長334名

#### （2）中堅民生委員児童委員研修会

ア 目 的 地区民児協活動・地域福祉活動の中心的な役割を担う中堅委員を対象に、具体的かつ実践的な知識・技術の習得を目的に開催する。令和8年度又は9年度のいずれかで受講。  
イ 時 期 令和8年9・10月（5回）  
ウ 場 所 県内5会場  
エ 対 象 2期目以上の民生委員・児童委員、主任児童委員

#### （3）新任民生委員児童委員研修会

ア 目 的 新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に、相談・自立支援活動を行う上で必要な基本的な知識・技術の習得を目的に研修を行う。  
イ 時 期 令和8年4・8・12月  
ウ 場 所 千葉市内  
エ 対 象 新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員等

#### （4）事例検討研修会

ア 目 的 2期目以上の中堅委員を主対象に、グループワークでの事例検討や情報交換を通して、より実践的な知識・技術の習得を目的に研修を行う。  
イ 時 期 令和8年10・11月（7回）  
ウ 場 所 県内7会場  
エ 対 象 中堅民生委員・児童委員を主対象に、単位民児協あたり2名程度

#### （5）主任児童委員研修会

ア 目 的 地域における児童福祉の中核的役割を担う主任児童委員に対して、時宜を得た講演や事例発表を通して、児童福祉及びそれらの課題に関する見識を深めることを目的に研修を行う。  
イ 時 期 令和9年2・3月（7回）  
ウ 場 所 県内7会場  
エ 対 象 主任児童委員

### 自主研修事業

#### (6) 相談技法研修会

- ア 目 的 地域福祉の担い手として住民から様々な相談に応じている民生委員・児童委員の相談技術の向上、対人援助の基本的な知識・技術・態度、メンタルヘルス等についての習得を目指す。
- イ 時 期 令和9年2・3月（3回）
- ウ 場 所 千葉市内
- エ 対 象 単位民児協あたり1名

#### (7) リーダー研修会

- ア 目 的 今後の民児協運営の舵取りを担うリーダー層を対象に、定例会の運営方法や民児協内のフォローアップ体制等について学ぶ。
- イ 時 期 令和9年2・3月（3回）
- ウ 場 所 千葉市内
- エ 対 象 単位民児協あたり1名

#### (8) 第86回関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会

- ア 目 的 関東圏内19都県市が持ち回りで開催。令和8年度は、千葉県が当番県。
- イ 時 期 令和8年7月30日（木）・31日（金）
- ウ 場 所 幕張メッセ「国際会議場」ほか
- エ 対 象 450名（他都県市200名・県内250名程度）

### 研修派遣

#### (9) 全国民生委員児童委員連合会主催研修事業

全民児連が主催する下記研修事業等への参加促進に関する支援を行う。

- 全国児童委員・主任児童委員活動研修会 参加枠：3名程度
- 民生委員・児童委員リーダー研修会 参加枠：3名程度
- 全国民生委員指導者研修会（民生委員大学） 参加枠：2名程度
- 都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議 参加枠：1名程度
- 全国民生委員児童委員大会 参加枠：30名程度

## 2 公益目的事業【指導の部】

### 育成指導

#### (1) 指定民児協助成事業の推進

- ア 目 的 市町村及び単位民児協活動の促進を図るため、全社協及び県民児協から活動助成金を交付し、更なる活動のレベルアップ及び新規事業への取り組みを促すことを目的に事業を展開する。
- イ 事 業 県民児協指定民児協  
(新規) 2地区募集(令和8年3月中に選定)  
※上新規2民児協には、応募事業に関する研修会を実施。  
(本会はコーディネート)

#### (2) 市町村民児協事務局会議

- ア 目 的 市町村民児協事務担当者を対象に、主要事業に関する事前説明を行う。
- イ 時 期 令和8年5月
- ウ 場 所 千葉県社会福祉センター

#### (3) 主任児童委員連絡会の開催

- ア 目 的 主任児童委員活動やその役割、地域への理解促進を図るための方策等について意見交換を行う。また、必要に応じて、近年増加している子どもに関する諸課題への検討を行う。
- イ 時 期 年2回程度
- ウ 場 所 千葉県社会福祉センター

#### (4) 民生委員相談支援事業(新規)

- ア 目 的 民生委員・児童委員個々人が抱える活動への悩みや不安等を受け止める相談窓口について、令和8年度中の設置を目指す。

#### (5) 千葉県民生委員制度施行100周年記念事業に関する検討会の開催(新規)

- ア 目 的 令和9年(7月8日)、千葉県における民生委員制度施行100年を迎えることから、この記念事業を検討する。

## 情報提供

### (6) ホームページ関連事業の推進

ア 目 的 ホームページは、週2回（火・金）の更新を継続し、その他更新作業も適宜実施する。市町村民児協事務局には、「各種案内・運営サポート」（パスワード付き）を通して情報提供を行う。

### (7) ちば民児協だよりの発行

ア 目 的 民生委員・児童委員並びに関係機関に対し、広報誌「ちば民児協だより」を編集委員会の協議を通して発行する。また、編集委員会は年4回程度開催予定。

イ 時 期 年2回発行予定

### (8) アーカイブス事業

ア 目 的 本会に残る民生委員に関する歴史的資料（永久保存文書含む）等について、将来への保存・伝達することを目的に、紙記録のデータ化を行う。なお、公表できる資料は、HPへの掲載も検討する。

イ 時 期 通年

### (9) 「活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル」の校正

ア 目 的 平成22年の発行以来、適宜内容の修正等をはかってきたが、あらためて全内容の校正を行う。また、活動記録マニュアルについては、アプリ製作も検討する。

### (10) 「市町村民児協事務局運営の手引き」の作成

ア 目 的 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを目指し、「民児協事務局運営の手引き」作成について検討を行う。

## 3 法人管理運営事業

### (1) 理事会・評議員会等の開催

ア 理事会

5月 事業報告・収支決算の承認等

3月 事業計画・収支予算の承認等

イ 評議員会

5月 事業報告・収支決算の承認等

3月 事業計画・収支予算の承認等

ウ 監査会

4月 令和7年度における業務執行状況及び会計監査

エ 正副会長会議

年9回程度。会務及び業務の執行管理、理事会・評議員会に上程する議案調整及び課題等に対する処理方針等

(2) 県民児協慶弔事業の運営

ア 目的 叙勲・褒章受章者への記念品並びに物故者に対する弔慰金の贈呈を行う。

イ 時期 通年

(3) 全国民生委員互助事業の推進

ア 目的 全社協が主体となって実施する民生委員・児童委員の互助共励事業を通して物故者に弔慰金を、疾病及び被災者に見舞金を、また退任者に対しては慰労金の給付を、間接的に行う。

イ 時期 通年

＜参考＞

◇第95回全国民生委員児童委員大会（滋賀県）

日程 令和8年10月29日（木）・30日（金）

会場 滋賀県大津市「びわ湖大津プリンスホテル」